

# オンライン診療

## 恒久的な制度に

### かかりつけ医以外にも

政府は新型コロナウイルスの流行期に限って初診でも認めていた「オンライン診療」について、恒久的に行えるようにする方針を決めた。かかりつけ医に診てもらった場合だけでなく、健康診断の結果を示したり、医師と患者の合意があったりした場合も可能とする。

きたが、一定の決着となつた。恒久的な制度として実現する一方、医師の同意を必要として安全性を確保する。18日にも閣議決定する規制改革推進会議の実施計画に盛り込む。

政府はオンライン診療を離島やへき地での遠隔診療として2015年に「事実上解禁」としたが、厚労省の指針では、初診は対面を原則としてきた。

政府は昨年4月、新型コロナウイルス対応でオンラインでの初診を特例的に容認。コロ

ナ収束後を見据え、昨年10月には、「かかりつけ医」を前提に、パソコンやスマートフォンなどを通じた初診を原則的に解禁する方針を決めていた。だが、かかりつけ医のいない人の扱いは決まっていなかった。

の医師に健康診断結果を示したり、かかりつけ医でない医師と患者で事前に合意したりした場合はオンライン初診が可能とした。患者が別の医療機関での診療記録などを示し、医師が同意すれば、そのままオンライン診断に移行できるように

する。深刻な病気に発展する可能性がある胸痛などは、オンラインもつくる。

### 軽い風邪など 受診念頭に

解禁を目指してきた規制改革会議関係者は「かなり踏み込んだ」と評価。「若者はかかりつけ医がいない人も多いが、利用者が増えてくるだろう」と期待する。軽微な風邪などでオンラインで診療を受けてもら

うことが念頭にある。

慎重派は、オンラインだと病気の見落としや誤診の懸念を心配してきた。厚労省幹部によると、コロナ対応でオンライン診療の実績を重ねることで「問題ないとの認識も広がった」という。ただ、日本医師会は納得しておらず、松本吉郎・常任理事は16日の会見で「かかりつけ医をもっていない患者さんは対面診療の実施を勧めるべきだ」と主張した。(田伏潤、坂本純也)